

名古屋市告示第 471号

名古屋市緑児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり開館日以外に臨時に開館します。

令和 7年 9月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市緑児童館

2 臨時に開館する日及び時間

令和 7年10月13日（月・祝） 午前 8時45分から午後 5時まで

名古屋市緑児童館において、同施設設立50周年を記念する行事「50周年記念フェス」の実施にあたり、利用者や関係者等より多くの方に参加いただけるよう祝日での開催とするため、臨時開館が必要となるもの。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課